

(第49号議案)

和解について

1 和解の相手方

国（財務省。以下「甲」という。）

2 事案の概要

- (1) 対象物件 所在地 東京都中野区中野四丁目2番149ほか3筆
 区分・数量 土地 10,857.38㎡

(2) 事案の内容

平成20年（2008年）3月31日に国有財産売買契約を締結し、同年4月18日に甲から取得した警察大学校跡地地区の道路用地について、都市計画道路の整備を行ったところ、地下埋設物（隠れたかし）の存在が明らかになり、当該地下埋設物の撤去処分費用（以下「処分費用」という。）を甲に請求した。

3 区の損害賠償請求

本件損害は、上記契約に係る国有財産売買契約書第7条（かし担保）の規定に基づき、甲（売主）に損害賠償義務があると判断し、区（買主）が甲に処分費用相当額（金36,715,350円）の損害賠償請求をするものである。

4 損害賠償額について

本件損害により、区が甲に請求した金額は、金36,715,350円であるが、甲が提示した損害賠償額は、金35,507,850円であった。

地下埋設物の撤去に係る費用について、基本的な積算方法及び単価は、区と甲もほぼ同一であるが、区が大都市市街地補正による割増単価を採用したため、金1,207,500円の差が生じた。

甲が提示した損害賠償額は、甲と区との積算単価が異なることを考慮すると妥当な額と考えられるので、甲の提示額、金35,507,850円で和解を締結するものとする。